

いわて地産地消弁当認証要綱

(平成20年4月25日 制定)

(令和5年3月28日一部改正)

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県附属機関条例別表第8に定める「岩手県農林水産物等認証制度運営委員会」の調査審議事項に関し、必要な事項について定めるものである。

(認証対象弁当)

第2 この要綱において認証の対象とする弁当は、岩手県内で製造される弁当のうち、地産地消の一環として別に定める「いわて地産地消弁当の原材料等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に適合するもの(以下「いわて地産地消弁当」という。)とする。

(認証申請等)

第3 いわて地産地消弁当の認証を受けようとする製造事業者は、いわて地産地消弁当認証申請書(別紙様式1)により岩手県知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

2 知事は、第1項に規定する申請が行われた場合は、必要に応じて、当該弁当の生産及び販売等の実態調査を行い、当該弁当が、ガイドラインに適合すると認めるときは、認証を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対していわて地産地消弁当認証書(別紙様式2)を交付するものとする。

(認証の表示)

第4 第3第3項の規定により認証を受けた弁当の製造事業者(以下「認証製造事業者」という。)は、別に定める認証マークを当該弁当の容器又は包装に表示することができる。

2 前項の認証マークの表示に要する経費は、認証製造事業者の負担とする。

(認証の有効期間及び更新)

第5 第3第3項の規定による認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 認証の更新を受けようとする認証製造事業者は、当該認証の有効期間の満了する日の1月前までに、いわて地産地消弁当認証更新申請書(別紙様式3)により知事に申請するものとする。

3 知事は、前項による申請を適当と認めるときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。

4 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

(認証書記載事項の変更届出)

第6 認証製造事業者は、交付されたいわて地産地消弁当認証書（以下「交付認証書」という。）の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかに、いわて地産地消弁当認証書記載事項変更届出書（別紙様式4）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、必要な記載事項を記入されたいわて地産地消弁当認証書を交付するものとする。

(点検及び指示)

第7 知事は、この事業の適正な運用を図るため、必要に応じて、認証マークを付されたいわて地産地消弁当の品質及び表示に関する点検を行うものとする。

2 認証製造事業者は、前項の規定に基づいて知事が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認証の取消し)

第8 知事は、認証製造事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該弁当に対する認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取消しの届け出があったとき

(2) 認証マークを不適正に使用したとき

(3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 知事は、この要綱に違反していわて地産地消弁当の認証を受け、又はいわて地産地消弁当の信頼を失墜させる行為を行った者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

3 知事は、第1項の規定に基づき認証を取消した場合は、認証製造事業者にその旨通知するものとする。

4 第1項第1号の認証の取消しの届け出は、いわて地産地消弁当認証取消届出書（別紙様式5）により行うものとする。

(審議)

第9 いわて地産地消弁当の認証に関する重要事項については、必要に応じて、別に設置する岩手県農林水産物認証制度運営委員会で審議するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は知事が定める。

(附則)

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。